

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年6月6日（平成29年（行情）諮問第228号ないし同第230号）

答申日：平成29年11月13日（平成29年度（行情）答申第303号ないし同第305号）

事件名：特定法人が提出した特定期間に係る解散の申告書等の不開示決定に関する件

特定法人が提出した特定期間に係る復興特別法人税申告書等の不開示決定に関する件

特定法人が提出した特定期間に係る清算事業年度の確定申告書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月6日付け特定記号第97号ないし同第99号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求人は平成24年8月1日解散して以来、一度も税務関係の申告をしたことはない。従前の顧問税理士事務所である特定税理士法人には解散直後を含め、数回にわたり解散の事実を伝えたものの、何の連絡もなかった。何らかの申告がなされているとの情報に接したことから同税理士法人に対し申告の有無と申告している場合はその関係書面の写しの提出を求めたものの、応答はなかった。本年に入り特定税務署で審査請求人の税務申告書等の閲覧をしたところ、本件請求に係る書面の提出が確認できたが、同法人は当初は提出の事実を認めず、関係書面の写しの交付を拒んだ。

（2）審査請求人は解散会社であるところ、清算人の知らぬところで税務申

告がなされているが、その実態を把握できないことから、清算業務に著しい支障が生じており、特定税務署への申告内容を正確に把握する必要があり、審査請求人の請求には理由がある。

(3) 本件行政文書は、審査請求人自身の税務申告に関するものであるから、不開示理由にある法5条2号イに該当するとはいえ、仮に該当するとしても、法7条の裁量的開示が適用されるべきであって、特定税務署長の本件各不開示決定は違法である。

(4) よって、本件審査請求に及ぶ次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、本件対象文書の開示を求めるものである。

これに対し処分庁は、平成29年3月6日付け特定記号第97号ないし同第99号により、本件対象文書を公にすることにより、特定法人の法5条2号イに掲げる法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとして、その全部を不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、清算人の知らぬところで税務申告がなされているが、その実態を把握できないことから、清算業務に著しい支障が生じており、申告内容を正確に把握する必要があること、また、本件対象文書は、審査請求人自身の税務申告に関するものであるから、法5条2号イに該当するとはいえ、仮に該当するとしても、法7条の裁量的開示が適用されるべきであって、原処分は違法であるとして、原処分の取消し及び本件対象文書の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 法5条2号イ該当性について

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

本件対象文書には、特定法人の所得の金額、法人税の額、取引先の名称及び取引額等、特定法人の課税所得計算に係る詳細が記載されている。

本件対象文書の記載内容は、一体として課税所得に係る詳細な計算過程及びその根拠を明らかにするものであり、これらの情報（以下、第3においては「本件不開示情報」という。）は、特定法人の財務状況、経営状況及び税務に関する方針を具体的かつ詳細に示すものである。

本件不開示情報を公にした場合には、特定法人の財務状況等が明らかになることにより、特定法人の経営上の秘密が明らかになるなど、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当すると認められる。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書の不服の理由において、審査請求人は、清算人の知らぬところで税務申告がなされているが、その実態を把握できないことから、清算業務に著しい支障が生じており、申告内容を正確に把握する必要があること、また、本件対象文書は、審査請求人自身の税務申告に関するものであるから、法5条2号イに該当するとはいえず、原処分は違法であるとして、本件対象文書の開示を求めているが、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、上記2の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書に記載された情報は、法5条2号イに該当すると認められるので、その全部を不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月6日 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第228号ないし同第230号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月21日 審議（同上）
- ④ 同年10月18日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同年11月9日 平成29年（行情）諮問第228号ないし同第230号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、文書1ないし文書3（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定の上、これに記載された情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するとして、その全部を不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 文書1及び文書3には、特定法人の所得の金額及び法人税の額等、特定法人の課税所得計算に係る詳細が記載されており、これらは、一体として課税所得に係る詳細な計算過程及びその根拠を明らかにするものであると認められる。また、文書2には、特定法人の標準法人税の額、復興特別法人税の額等、特定法人の復興特別法人税の計算に係る詳細が記載されており、復興特別法人税額に係る具体的な計算過程及びその根拠を明らかにするものであると認められる。

これらの情報は、特定法人の財務状況、経営状況、税務に関する方針及び納税額等を具体的かつ詳細に示すものであると認められ、これを公にした場合には、特定法人の経営状況等が明らかになることにより、特定法人が同業他社との競争関係において不利となるなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、法人が解散していたとしても、解散により直ちに法人格が消滅するものではないから、特定法人の解散を理由として上記おそれの存在が否定されることにはならない。

- (2) 審査請求人は、①清算人の知らぬところで税務申告がなされているが、その実態を把握できないことから、清算業務に著しい支障が生じており、申告内容を正確に把握する必要がある、また、②本件対象文書は、審査請求人自身の税務申告に関するものであるから、法5条2号イに該当するとはいえず、原処分は違法である旨主張する。

しかしながら、そもそも、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的いかに問わず開示請求を認めるものであり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないことから、審査請求人の上記主張に理由はない。

- (3) したがって、本件対象文書については、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、法7条に基づく裁量的開示を求めているが、上記2のとおり、本件対象文書に記載された情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するものであり、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

- (2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号イに該当するとして不開示とした各決定については、同号イに該当すると認められ

るので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

- 文書1 特定法人が提出したH24. 2. 1～H24. 8. 1にかかる解散の申告書（H25. 12. 12提出）及び附属文書，添付文書をはじめとする全ての文書
- 文書2 特定法人が提出したH24. 8. 2～H25. 8. 1にかかる復興特別法人税申告書（H25. 12. 12提出）及び附属文書，添付文書をはじめとする全ての文書
- 文書3 特定法人が提出したH24. 8. 2～H25. 8. 1にかかる清算事業年度の確定申告書（H25. 12. 12提出）及び附属文書，添付文書をはじめとする全ての文書